

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年12月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：11件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋換気空調系給気処理装置の暖房用蒸気圧力計接続部より蒸気のリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	4号機	点検長期計画実績の確認において、原子炉再循環系電動機・発電機セット（A）調整器及びタービン駆動原子炉給水ポンプ入口弁（A・B）操作箱の点検周期逸脱事象が認められたため、対応検討	B	1月7日再審議にて グレード変更 C → B
3	5号機	廃棄物処理系床ドレン廃スラッジサージポンプのメカニカルシールより水のリーク（微量、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	5号機	廃棄物処理系床ドレン系廃スラッジサージポンプ出口圧力計の検出配管フランジ部より水のリーク（鉛筆の芯1本程度、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	5号機	タービン建屋2階のタービン駆動原子炉給水ポンプ（B）室の床ドレンファンネルの名称表示に誤記が認められたため、当該表示を修正	D	
6	5号機	原子炉格納容器供給用不活性ガス系の補給用窒素ガス積算流量計に動作不良が認められたため、当該積算流量計を点検・修理	D	
7	6号機	廃棄物処理系機器ドレン混合ポンプ入口圧力計の点検において、検出元弁にシートリークが認められたため、当該弁を修理	D	
8	6号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（30-07）の駆動水配管元弁のグランド部より水のリーク（3秒間に1滴程度、汚染なし）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	6号機	原子炉建屋地下2階の原子炉隔離時冷却系ポンプ室内の機器ドレンファンネル用蓋（アクリル製）が白く変色しているため、当該蓋を交換	D	
10	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却設備（B）の1次セラミックフィルタ用1次側圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・調整	D	
11	その他	平成21年12月15日のプレス発表文ならびに同年12月18日の当発電所ホームページ掲載文において、注釈欄の記載内容に誤記が認められたため、対応検討	B	12月21日公表済 (PDF 90KB)

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで